

## 国民健康保険の保険料の支払いと社会保険料控除

20年4月以降、保険料の支払いの形がいろいろになっている。  
ちょっと、整理してみたい。

### 社会保険料控除とは

国税庁のホームページの説明です。ここをクリックしてください。

#### パターン①

国民健康保険の支払は、これまでは、**普通徴収**のみでした。  
今後は、**年金からの特別徴収**も、始まります。  
富山市では、平成20年の10月分からです。  
『**特別徴収**』とは、年金から天引きで保険料を徴収する仕組みを、  
『**普通徴収**』とは、本人が窓口で保険料を支払う仕組みをいいます。  
これまでは、65歳以上の人の介護保険が年金からの特別徴収がありました。  
さらに、国民健康保険の特別徴収が加わります。  
ただし、全員というわけではなく、いろいろと条件があります。



条件 世帯内の国民健康保険の被保険者全員の方が65～73歳である世帯で  
(1)世帯主自身が国民健康保険の被保険者となっていること  
(2)特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であること  
(3)介護保険料の特別徴収対象者  
(4)国民健康保険料と介護保険料を合わせて、年金額の1/2を超えないこと

年間合計 【1】普通徴収の支払金額+【2】特別徴収での支払金額  
【1】【2】ともに、市役所からの保険料の納入通知書でわかります。  
合計は、1月分から12月分ではなく、1月から12月までに**支払った**合計額です。

年金からの特別徴収分については、翌年の1月末に届く年金の源泉徴収票に記載されています。

#### 教えてくれないか

合計するのが億劫です。なにか、簡単に合計する方法はないのか

富山市役所で聞きました。  
別紙を見てください。ここをクリックしてください。

#### パターン②

75歳の誕生日の前の月までは、国民健康保険に加入していたが、  
75歳の誕生日を含む月からは、後期高齢者医療保険に加入しました。

**パターン①**で見たように、  
国民健康保険については、『特別徴収』の場合もあれば、『普通徴収』の場合もあります。  
後期高齢者医療保険については、  
保険料の徴収方法は特別徴収を原則とし、  
医療と介護の保険料額が年金額の半分以上を超える場合は、介護保険料の天引きを優先し、  
医療保険料は窓口で払うこと(普通徴収)になる。  
保険料の賦課決定は広域連合が行い、徴収及び収納は市区町村が行う。

#### 増税の例

パターン②で、平成20年度において、夫婦ともに、後期高齢者医療保険に加入したときには、  
増税の場合が出てきます。

**社会保険料控除は、支払った本人の所得からのみ、控除できます。**

これまでは、世帯主が国民健康保険を支払っていました。つまり、夫が、被保険者たる妻の分も含め  
支払っていた。

ところが、後期高齢者医療制度は、本人の年金からの特別徴収になりますので、  
夫の医療保険料は、夫の所得から、妻の医療保険料は、妻の所得から控除されることになります。  
妻の年収が少なく、課税対象にならないとき、妻の医療保険料は、誰の控除にも、使用できなくな

来年の確定申告時期にならないと、具体的な事案に遭遇しませんが、  
ちょっと、気になる増税です。